

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：一般警察活動費

事業名 ぎふ犯罪被害者支援センター補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 総務室 広報県民課 電話番号：058-271-2424(内2161)

E-mail : c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,080千円 (前年度予算額： 1,080千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080
要求額	1,080	0	0	0	0	0	0	0	1,080
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

「公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター」は、犯罪被害者等に対する精神的支援などの被害の早期回復・軽減に資する活動のほか、社会全体の被害者支援意識の高揚を図るため、各種活動を通じて地域の安全に寄与することを目的として設立された民間被害者支援団体である。誰もが犯罪の被害者となりうる現状にある中、きめ細やかな支援活動を行うためには、民間の支援団体による専門的なケアが求められており、その活動を継続的に行うためには安定した経済的基盤の確立が必要となっている。

(2) 事業内容

地方公共団体が講ずるべき犯罪被害者支援の各種施策を行っている当該団体が実施する事業に要する経費を補助するもの

(3) 県負担・補助率の考え方

県内外で発生した犯罪の被害者等のうち、県内に居住する者に対して各種支援活動を行う団体であることから、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,080	ぎふ犯罪被害者支援センターの事業活動に対する助成
合計	1,080	

決定額の考え方

4 参考事項

各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創成総合戦略

2-(2)⑤ 犯罪・交通事故防止の推進

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	ぎふ犯罪被害者支援センター補助金
補助事業者(団体)	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター (理由) 県内で勇逸の犯罪被害者等の援助団体のため
補助事業の概要	(目的) 被害者支援意識の高揚、被害からの早期回復等に質する活動 (内容) 犯罪被害相談、相談等従事者の養成・研修等
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額) (内容) 1,080千円 (理由) 電話・面接相談事業等に関する各種経費
補助効果	県や警察では実施困難な専門的対応により、被害者等に寄り添った支援活動を行っており、今後も効果的な活動が期待できる
終期の設定	終期令和9年度 (理由) 3年ごとに継続の有無を検討する

(事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
遠隔地における被害者支援活動の充実を図るため、年間を通じて24回の移動相談を実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
移動面接相談回数		24 回	24 回	24 回		

補助金交付実績 (単位:千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	1,080	1,080	1,080

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	被害者等からの相談受理や直接支援のほか、被害者等の支援に関する広報啓発活動を実施するなど、被害者等が抱える悩みの解決や被害の早期回復のため、社会全体で被害者を支え合う取組みを推進した。
令和5年度	天候不良により、やむを得ず中止としたものもあったが、移動面接についても概ね目標を達成しており、被害者等からの相談受理や直接支援のほか、被害者等の支援に関する広報啓発活動を実施するなど、被害者等が抱える悩みの解決や被害の早期回復のため、社会全体で被害者を支え合う取組みを推進した。
令和6年度	移動面接は目標を達成しており、被害者等からの相談受理や直接支援のほか、被害者等の支援に関する広報啓発活動を実施するなど、被害者等が抱える悩みの解決や被害の早期回復のため、社会全体で被害者を支え合う取組みを推進した。
	指標① 目標：24回 実績： 24回 達成率： 100 %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	当該団体は犯罪被害者等基本法において、地方公共団体の役割として定められた施策に関する事業を実施しており、その必要性は高まっている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	当該団体は、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されており、県や警察では実施困難なきめ細やかかつ、継続的な被害者支援活動を行っている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体として、電話、面接相談、直接支援活動等迅速且つ適正な支援活動に努めている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

誰もが犯罪の被害者となりうる可能性がある中、犯罪被害者等に対するきめ細やかな支援活動が求められている現状から、民間の被害者支援団体の果たすべき役割の重要性を鑑み、更なる事業活動の推進を図っていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

当該団体は、被害者に寄り添った支援活動を行っており、被害者等の個々のニーズに合わせた支援が実施できるよう安定した経済的基盤を維持するため、当該事業を継続していく必要がある。またこういった支援活動を行えるのは、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている当該団体のみであることから、引き続き支援活動に対する助成を継続すべき事業と解する。